

国空事第280号

令和7年6月6日

ANAホールディングス株式会社 上席執行役員 グループ経営戦略室長

全日本空輸株式会社 上席執行役員 経営戦略室長

磯根 秀和 殿

株式会社エアーアジア 常務取締役

石川 徹 殿

ANAウイングス株式会社 取締役

池内 秀児 殿

Peach Aviation 株式会社 常務執行役員 経営企画統括

遠藤 哲 殿

国土交通省航空局次長

蔵持 京治

航空法に基づく届出及び認可申請等の適切な実施について (厳重注意)

今般、国際線受託手荷物料金において未認可の料金を収受した事案が発覚したとの報告を受けた。貴グループ会社においては、この他にも国内線運賃において未届出の運賃を収受した事案や国際線運賃において未認可の運賃を収受した事案、事業計画の変更に係る届出及び認可申請の未実施等、航空法に定める届出及び認可申請手続きについて別添のとおり複数の不備が報告されている。

これら届出及び認可申請手続きの不備については、是正するための届出及び認可申請手続き等が既になされているものの、同種事案が頻発していることは、グループ各社における法令遵守意識が低いことに加え、グループ内で情報や認識の共有、対応の徹底が図られていないなど、法令遵守に係る組織としての体制が不十分と言わざるを得ない。

従って、貴グループ会社における法令遵守に係る組織体制の強化を図るとともに、判明した不備を踏まえた再発防止策が継続的かつ有効に機能するために必要な是正に取り組むよう、ここに厳重に注意する。

については、今後、このような事態が起こらないよう、不備が発生した根本的な要因の分析、法令遵守に係る組織体制の強化を含む再発防止策の検討・実施等の必要な措置を速やかに講じた上で、法令遵守の徹底に向けた取組状況について令和7年7月7日を目途に文書で報告されたい。

以上

注意文書に関連する届出及び認可申請手続きの不備事案一覧

＜航空法第 105 条第1項に係る不備(国内線運賃・料金)＞

	当事会社	事案の概要
1	Peach Aviation	国内旅客便について、未届出の運賃を収受＜影響期間：R6.8～R6.9＞
2	全日本空輸	国内貨物輸送について、未届出の運賃を収受＜影響期間：R6.4～R6.5＞

＜航空法第 105 条第3項に係る不備(国際線運賃・料金)＞

	当事会社	事案の概要
3	全日本空輸	国際旅客便について、未認可の運賃を収受＜影響期間：R5.10～R6.12＞
4	全日本空輸	国際旅客便について、未認可の超過手荷物料金を収受＜影響期間：R6.7～R7.5＞
5	全日本空輸	国際旅客便について、未認可の付帯サービス料金を収受＜影響期間：R7.4＞
6	全日本空輸	国際貨物輸送について、未認可の運賃を収受＜影響期間：H28.4～R6.6＞
7	全日本空輸	国際貨物フォワーダーチャーター便について、追加用機者に係る未認可の運賃を収受＜影響期間：R2.4～R5.7＞
8	全日本空輸	国際貨物輸送について、未認可の危険物取扱手数料を収受＜影響期間：H28.4～R6.10＞
9	全日本空輸	国際貨物輸送について、未認可の燃油サーチャージ及びセキュリティサーチャージを収受＜影響期間：H28.4～R7.1＞

＜航空法第 109 条に係る不備(事業計画の変更認可等)＞

	当事会社	事案の概要
10	全日本空輸	一部空港における運航・整備体制の変更に伴う事業計画変更に係る事前届出の未実施＜影響期間：R1.10～R6.9＞
11	全日本空輸 エアージャパン ANA ウイングス	部品等脱落防止措置における技術管理体制の長の変更に伴う事業計画変更の事後届出の未実施＜影響期間：全日本空輸 R6.4～R6.11 エアージャパン R2.4～R6.11 ANAウイングス R2.4～R6.11＞
12	全日本空輸	一部空港における運航管理補助業務の受託者名変更に伴う事業計画の変更に係る認可申請の未実施＜影響期間：H26.10～R6.11、R7.4～5＞
13	全日本空輸 エアージャパン	一部空港におけるバリアフリー施設の体制変更に伴う事業計画の変更に係る事後届出の未実施＜影響期間：全日本空輸 R1.10～R6.9 エアージャパン R4.4～R6.11＞